

周防大島町告示第2号

令和7年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和7年1月20日

周防大島町長 藤本 淨孝

1 期 日 令和7年1月24日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

占部 智子君	浅原 賢潤君
山根 耕治君	栄本 忠嗣君
岡崎 裕一君	山中 正樹君
白鳥 法子君	田中 豊文君
新田 健介君	吉村 忍君
久保 雅己君	小田 貞利君
尾元 武君	荒川 政義君

○応招しなかった議員

令和7年 第1回(臨時)周防大島町議会 会議録(第1日)

令和7年1月24日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年1月24日 午前9時43分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第5 議案第1号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第2号 令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事(建築)の請負変更契約の締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第7 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第5 議案第1号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第2号 令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事(建築)の請負変更契約の締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第7 議員派遣の件について

出席議員(14名)

1 番	占部 智子君	2 番	浅原 賢潤君
3 番	山根 耕治君	4 番	栄本 忠嗣君
5 番	岡崎 裕一君	6 番	山中 正樹君
7 番	白鳥 法子君	8 番	田中 豊文君

9 番	新田 健介君	10 番	吉村 忍君
11 番	久保 雅己君	12 番	小田 貞利君
13 番	尾元 武君	14 番	荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	池永祐美子君	議事課長	林 祐子君
書 記	末武 良浩君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	副町長	山中 茂雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	中元 辰也君	産業建設環境部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	中村 晴彦君	上下水道部長	藤本 倫夫君
統括総合支所長	松村 浩君		
会計管理者兼会計課長		江本 達志君	
教育次長	木谷 学君	総務課長	梅木 義弘君
財務課長	岡原 伸二君	病院事業局総務課長	木村 稔典君

午前 9 時 43 分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 1 回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番、岡崎裕一議員、6 番、山中正樹議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日は、報告及び補正予算に関するもの並びに工事請負変更契約の締結について御審議をいただくため、令和7年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず御参集賜りまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、報告1件、補正予算に関するもの1件、工事請負変更契約の締結に関するもの1件の合わせて3件であります。

報告第1号は、工事請負変更契約の締結について、専決処分をしましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）であります。今回の補正は、低所得世帯への支援を早期に実施するため、物価高騰重点支援給付金事業に要する経費の補正として、既定の予算に1億2,547万9,000円を追加し、予算の総額を170億4,579万8,000円とするものでございます。

議案第2号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（建築）の請負変更契約の締結については、令和6年6月7日に平川建設株式会社と工事請負契約を締結し改修工事を進めておりますが、今回、工事請負費等を変更することが必要になったことから、請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）について、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

令和6年度周防大島町B&G海洋センタープール改修工事、これは機械設備でございますが、改修工事につきましては、株式会社三光電気工業所と請負契約を締結し、令和7年3月の完成を目指して工事を進めております。

このたび、暖房配管設備における温度低下防止対策として、保温工事の追加、プールの水を防火水槽として使用するための再水洗配管設備工事及び既設ガス給湯設備の経年劣化が顕著であることが判明したことにより、設備更新を早期に実施するため、請負代金の増額等が必要となりました。

このため、原契約1億142万円に450万3,400円を増額した1億592万3,400円とし、あわせて令和7年3月14日としている工事完成期日を令和7年3月28日とした請負変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第5. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明をいたします。

令和6年12月17日に国の令和6年度補正予算が成立し、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、低所得世帯支援等給付金による支援を行うとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加が盛り込まれております。

低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠につきましては、交付限度額を1億291万4,000円、推奨事業メニュー分につきましては、交付限度額を6,585万6,000円とする通知があり、地方においては早期の予算化及び執行が求められているところ

でございます。

町といたしましては、低所得世帯への支援をできるだけ早く実施するため、今回は低所得世帯を支援する物価高騰重点支援給付金事業に要する経費について補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、1億2,547万9,000円を追加し、予算の総額を170億4,579万8,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億217万9,000円を計上し、低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯への給付・こども加算給付を行う物価高騰重点支援給付金事業に充当するものでございます。

また、臨時交付金の額は事業費を下回っておりますが、令和6年度の事業費の実績に応じて追加で交付される予定でございます。

なお、推奨事業メニュー分の交付限度額6,585万6,000円につきましては、令和7年第1回定例会において補正予算の計上を予定しており、実施事業について調整をしているところでございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を2,330万円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の物価高騰重点支援給付金事業は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対して支援を行うため、国の臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円を給付し、同一世帯となっている18歳以下の児童1人あたり2万円をこども加算給付として支給するため、1億2,547万9,000円を計上いたしております。

以上が、議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回も低所得世帯と子育て世帯が対象ということのようなんです

が、これは、まず国からのメニューとして、低所得世帯、子育て世帯限定の給付金事業なのか、それともいろんなメニューがあって、その中から周防大島町が低所得世帯と子育て支援に限定したのか、そこを教えてください。

これまでも低所得世帯等への給付金というのはやってこられましたけれど、その効果の検証というものはどういうふうに行われているのか、どういう形でその効果が現れていると説明できるのか、そのあたりの御説明をお願いしたいと思います。

もう1点、今回の給付金は、これまでの給付金とは重複しないと私は捉えていますけれど、そういうことでよいのか。そうであれば、例えば住民税非課税世帯、子育て支援、あと定額減税のこともあると思うが、これまで何世帯給付したという実績と今回の対象世帯数や人数でどうなっていくのか。今回は対象が何世帯であるということを数値で御説明をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 田中議員の御質問ですが、まず今回の低所得世帯と、子育て世帯に対する給付金ですが、メニューとして国から限定されたのかということでしたが、おっしゃるとおり、そういうことになります。

効果の検証をどう行ったかというのは、これは国の標準メニューに——標準事業になっているので、町で直接そういう検証はしておりません。効果の有無にかかわらず、もうやらなければいけないという事業で、直接検証はしていませんが、おっしゃるとおり検証も、将来的には必要と感じております。

それから、これまでと今回の給付金が重複しないのかといいますと、今回、対象としているのが住民税非課税世帯の方で、住民税非課税の方は約3,800世帯と、子供が190人程度を対象にしておりますが、これは令和6年度の住民税が非課税だとか、そういうものを参考にすると思うので、当然重複する人は出てくると思いますが、そうすると今度は、非課税でなくなった人は外れてくるということになるから、その辺のところは重複される方もあれば重複されない方もあると思います。

これまでの給付金の対象が何世帯かということですが、今、手元に資料がないので、大変申し訳ないがどういたしましょうか。（「後で」と呼ぶ者あり）後で。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 重複することもあるということで、基本的にはその低所得者、非課税世帯への支援が随分手厚いという気がするのですが、物価高騰は、今、誰にとっても非常に大きな問題で、その中で、非課税世帯だけにそういう手当をするというのは、納税者として納得がいけない面もあるのではないかと思います。今回は、国からの指定ということなので物価高騰

対応重点支援地方創生臨時交付金の予算でやるということになっても、前から言っているように、均等というか、こういった特定のところにだけ、バランス感覚の悪い給付制度ではなくて、もっとバランスのある制度設計が必要ではないかと思っています。

国からの指定だからこれをやらざるを得ないという御答弁がありましたけれど、そもそもこの制度の仕組みとして、町から予算要求というか交付申請、給付申請というのをやらなくてもこの額が決まっているのか。それとも町からの交付申請があって、それに基づいて交付決定というのが、普通はそういう流れになると思うが、そういう形であれば、国からやりなさいと言われているからやるということではなくて、あくまでも町がこういう支援策が必要です、これだけの予算が必要ですから交付してくださいということでやっているのではないかと思うが、そうすると、なぜこの2,330万円の一般財源、財政調整基金の取り崩しというものが出てくるのかという疑問が出てきますので、その基本的な流れのところを数字とともに、具体的な金額とともに御答弁をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほど中村健康福祉部長の後に補足説明を申し上げればよかったのですが、申し訳ございません。

先ほど私が補足説明の中でも少し触れさせていただいております、今回、低所得者対策の支援については、先ほど中村健康福祉部長が言ったとおり、国から指定のあったものでございます。それとは別に、推奨事業メニューというものがございます。その交付限度額についても国からも割り当てが来ております。それが先ほど申し上げました6,585万6,000円が町に割り振られてきております金額でございます。この推奨事業メニューにつきましては、それぞれ本町がいろいろ物価高騰に対する支援を行う事業メニューとして、国からいただいた金額でありますので、その部分については、現時点で3月補正等で予定をしている状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もう1回だけ教えていただきたいのですが、今、国からの決定ということで御答弁があったが、今回の予算の金額は国が一方的に、周防大島町はこの金額だと決めた金額ということでよろしいのですか。どのように決められたのか、理解できないのですが、そこをもう1回御説明お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

田中議員が言われたように、国が算定した分で町にこの金額が示されております。通常の事業で言えば当然のことながら議員が言われるように町が交付申請をして、向こうから内示がある、それが事業の流れではありますけれど、こういった事業については国からの割り当てというか、金

額が示されております。本町が申請するのであれば推奨事業について、もっと要望したいというところはございますけれど、これはあくまで国から示された金額ということで御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回のその物価高騰重点支援給付金について、受け取る側の手続としましては、どういった手続をするようになるのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 手続としては、一応、令和7年3月上旬から中旬にかけて、令和6年12月13日現在、住民登録がある人について住民税が非課税であるかどうかを、こちらで調べて該当しそうな人に対して確認書を発送するということになります。

それから、早くに確認書を返送してくださった方については、もし可能であれば令和7年3月下旬ぐらいから支払いを開始したいという、状況でございます。

それから本格的な支払い開始になるのが今のスケジュールでいくと令和7年4月からになると思いますが、確認書の審査に結構時間がかかるので、これは御容赦願いたいと思います。

一応、申請書の最終の提出期限が国の示している令和7年7月末まで申請を受け付けるという形に、今はしております。最終的な決定の期限を令和7年8月末までには確定しますということでやりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御説明ありがとうございました。住民税が非課税かどうかは町で分かるので、その人たちにあなたは対象者ですという文書イコール確認書を発送するという事なのかと受け止めたところですが、その受け取った人はそれからまた申請手続がいるということなのか、最終的に申請がなかった人には給付しないということなのか、申請がなくても最終的には給付するという形になるのか、それを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 先ほども確認書を発送すると言っておりますが、確認書を発送しても何らかの事情でそれが返送されないというようなことがあれば、できる限り調査できるものであれば調査をしながらやっていきたいと思っております。

それと、申請書の提出期限が令和7年7月末までになっていますけれど、子供の加算については基準の令和6年12月13日を過ぎても令和7年7月31日までに生まれておれば申請できるということなので、ギリギリまで申請書提出期限を設けているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

あと1点、その支払いについては、例えばマイナンバーカードで公金受け取り口座を登録している方は、簡単に手続きができるようになるとか、そういった予定があれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 御質問ありがとうございます。今、担当課長に確認したのですが、返送されたものに振り込むべき口座番号を書いていただくという手続、昔ながらの手続になるということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第2号令和6年度 周防大島町B＆G海洋センタープール改修工事（建築）の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第2号令和6年度 周防大島町B＆G海洋センタープール改修工事（建築）の請負変更契約の締結について、補足説明をいたします。

本工事は、令和6年6月7日、平川建設株式会社と請負契約を締結し、B＆G海洋センタープールの改修を進めております。

工事の概要は、ボイラー室棟の新設、プール棟の改修や地下オイルタンクの設置などですが、ボイラー室棟の基礎工事において埋立地である地盤が脆弱であったことや、プール棟ののり面との距離が狭いことから、土留め工なしでは安全な施工が困難と判断し矢板の施工などをしました。また、建築基準法の関係上、延焼の恐れのあるプール棟北側外壁及びサッシに対し防火対策が必要となりました。

これらの変更に伴い、工事請負代金等を変更することが必要となりましたので、原契約の工事請負額1億1,858万円に1,251万1,400円を増額した1億3,109万1,400円と

し、あわせて令和7年3月14日としている工事完成期日を令和7年3月28日で請負変更契約を締結しようとするものです。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第2号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 中身の話の前に、説明資料がついておりますけれど、説明資料の文字がほとんど潰れて見えない。私のタブレットだけではないと思いますけれど、こういう資料をつけて内容を理解しろという、その姿勢がどうなのかなと思います。図面をつけておけばいいという感じに見受けられるのですが、こういう文字が判別できないような図面をつけるぐらいなら、文字で説明する資料をつけてもらったほうが、まだ理解できると思います。

こういう資料を議会の説明資料としてあげることについて、多分、ここの参与の皆さん、全員見られていると思いますが、これは副町長に答えていただきたいのですが、こういう資料を議会に説明資料としてあげることについて何の疑問も思わなかったのかどうか、そこをお聞かせください。

その上で、今、ボイラー室の地盤が軟弱なため矢板が必要になったとか、防火対策が必要だという御説明があつて、それが変更理由だということだったが、当初は地盤の調査とかをせずに、こういう設計をしたのか。

それと、防火対策というのは、当初から見込まれる話ではないかと思いますが、その辺、なぜ変更で必要になったのかというところをもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） ただいまの説明資料についてお答えいたします。

この議案提出にあたりまして、担当課から説明を受けておりますので、私なりには理解しておりますが、皆様にお示しする資料について字が見えづらい、図面が見えづらいということに関しては、以後、十分気をつけていきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 図面につきまして、解像度が非常に低く、見えにくいというところで、大変御無礼しました。今後、気をつけるようにいたします。どうも失礼いたしました。

まず今回、地盤改良が必要になったということで、なぜ当初に地盤改良の調査をしなかったのかということについては、これは当初、掘削してそこまで不良ではないという判断でこのようになったものと思われます。

また防火対策については、当初から分かっていたはずではないかということについては、平成18年度に実は大規模改修をしていて、そのときの図面をもとに今回実施設計を施したわけですが、その図面と若干の差異があって、実際に測ってみると防火対策を施さないといけない状況であったというところで、このたび契約変更で対応しようとしたものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この設計は、コンサルタントに委託したのではなくて、町が独自で直営でやったということなのか。その地盤の件は掘削して判明ということは、着手して判明したということのように受け止めたのだが、もともと設計をする段階で、当然、地盤調査が必要ではないのか。必ずしもボーリング調査をするべきとは言いませんけれど、結果的にそういうことになっているので、仮に調査、コンサルタントに設計を委託しているのなら、そのコンサルタントがそういう判断をすると思うが、そこの設計のところをどういう方法でやられたのか。

平成18年度の図面との差異があったというのもよく分からない話で、その設計の部分は誰がやったのか、そういったところも含めて、なぜ設計の段階で、今回の変更のような内容が分からなかったのかを、御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず設計につきましては、専門家といいますか、コンサルタントに委託して設計していただいております。

このときの地盤については、当然、オイルタンク等々の埋設、それから鉄筋コンクリート造の建物というか、ボイラー棟の建設がありますので、当然、掘削は必要なわけですが、そこまでの事前の地盤調査ということはしておりませんでした。当初はそこまで悪いと想定していなかったというところで、そういったものは入れてなかったものだと思っております。

また図面の関係の位置的なものですが、それについては、平成18年度の図面も当然建築確認をしているものであって、これについては正しいものという認識でそれをベースに今回の実施設計をしたというところです。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） コンサルタントに委託して設計されたということで、コンサルタントの判断でボーリング調査も必要ないということだったのだらうと思うのですが、そこが理解できないというか、反対にこういったオイルタンク、重量構造物を作るときに、なぜ地質調査やボーリングが不要と考えたのか。やはりこれ結果論と言われるかもしれませんが、コンサルタントとしては、やはりここはボーリング調査をして地盤を調査すべきです。既存の資料があれ

ばそれを使う、規格でそのプール本体を作るときの地盤調査とかのボーリングのデータがあって、それを準用したというのならまだ話も分かりますが、何もない、データがないところでそういったオイルタンクやそのボイラー室を作る、建築構造物を作るというときに、地盤調査をしなくていいという判断をなぜしたのか。コンサルタントもそうですが、発注者としても、そこは懸念を持つべきではなかったのかと思いますけれど、その辺についてどのようにお考えなのか。ちょっと場当たりのというか、掘って見たら地盤が悪かったからというのは、あまりにもお粗末なのではないか。図面も当然、コンサルタントなら今回の設計をするときに既存の図面を精査して見ているはずですが。そのときに、ここは防火対策が必要ですよということを判断できるはずですが、なぜそれができなかったのかが全く理解できないのですが、何か補足で御説明があればお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、地盤調査をなぜしなかったかという御質問に対してですが、結果的には地盤調査が必要だったのではないかと思います。これについても確かに建物自体はボイラー棟等については高さがそんなに高いわけではない、平屋的な高さというところもあったのではないかと思います。これは申し訳ございません、私、専門ではないので、そこら辺がどういう判断だったかというのは説明しにくいところがあるのですが、そういったところでのコンサルタントの判断で反映されていなかったものと思っております。

また平成18年度の工事のときの図面、それをもとに今回設計したわけですが、それにつきましても建屋から——建屋というのはプール棟ですが、プール棟からボイラー棟の距離が6メートル以上必要で、それが6メートル未満だったというところで、このたび措置を施す、要するに建具等の改修をしなければいけなくなったということですが、それにつきましても、事前の調査では、テープで当たったときにはそれは確認できていたとのことですが、実際工事に入って施工業者が地縄を実際に張ってみるとそれが短かった。6メートル以内——まあ4.5メートルぐらいで——随分と差があったということもありました。そのことで、このような対応になったという次第です。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今までの御説明を踏まえて、追加でお伺いしたいと思います。

最後の答弁のところで、テープで当たったときには確認できていたという表現があったのですが、その意味が分からなかったのを教えていただきたいということと、図面——平成18年度の工事のときの図面があり、建築確認のときに使った図面であるということだったかと思うのですが——それを基に設計したのに、ずれた原因がどこにあるのか把握していたら教えていただきたい

いということと、先ほど副町長の御説明の中で、地盤が脆弱なために土壌改良が必要で、プール棟との距離が近いということで、間に矢板の施工などをしたという説明があったかと思うのですが、これはもう行った工事なのか、これから変更契約をするということなので、これから着手するという事だと思うのですが、これは単なる言い間違いだったのか、そこをまず教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、このたび設計にあたって、プール棟とボイラー棟ができることの図面を作成するにあたって、設計が現場のときにテープで当たってみたら、そこはできる——テープというのはメジャーですね——メジャーで当たったところ、そこは距離は保たれているという事での理解で設計をされたようですが、実態はそうではなかったということで、見間違いというところもあったのかもしれませんが、そこはちょっとコンサルタントに聞いてもはっきりとしないところではありましたが、実態はそうでした。

それから矢板の工事ですが、これはもう既に矢板を立てて掘削工事を進めております。工事でまだ施していないものというのは、外壁、プール本体の防火に伴う防火対応の資材といいますか、そこら辺のものなどたくさんありますが、そういったものについてはまだ着手はしておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。

追加でお伺いしたいところですが、私は、てっきり図面を基に図面上だけで設計をしたことによって、もしかしたら現地とのずれがどこかで起きたのかと想像していたところですが、コンサルタントは現地確認をして、図面と照らし合わせて設計をしたにもかかわらず、その距離が1.5メートルも違っていたという説明だったかと思うのですが、そういったことが起こり得ると想定できるものなのか、いろいろな公共工事がございますけれども、そういった事例が今までもあるのかどうなのか存じ上げませんが、コンサルタントから出てきた設計を信じられないということになろうかと思う。

例えば、その設計で納品から施工にあたるまでの間に、設計図を基に現地で町がコンサルタントから説明を受け、細部を確認するという手順が踏まれているのか、そもそも踏まれるというのが標準なのかどうなのかもお恥ずかしながら存じ上げませんが、そういうことまでが必要だという認識で、今後進めなければならぬのかどうなのかというところが気になったので、今回ずれていたということは全てコンサルタント側のうっかりミスによるものであるという認識なのか、町も確認を怠ったというところも原因であるのか、今回のこういった事態が起こってしまった原因と責任の所在。

何をすれば、そもそもここが少し狭いけれど違うのではないかというお話ができたのかというところが気になるので、それを教えていただきたいです。

それで、今回の変更契約の議案が出るよりも前に着手はされているということですが、それは、現在の確保されている予算内でその工事を行うことができるというそういう見込みで、既に対策の工事が始まっているということなのか、その点も教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、出来上がった設計書、このたびの実施設計書が誤りと言いますか、距離の誤りのことで、それがうっかりミスなのか、また、コンサルタントが提出した設計書が信じられるのかという話だと思いますが。

実は教育委員会には営繕業務に精通している技術職員がいない、こういったことから、大きな工事でもあるので町はコンサルタントに外注しているというところでございます。

それで、設計書が出来上がったら、それについて当然受け取りの確認をするのはあたり前ではありますが、それについてその全てを判断できる者が実態としては、なかなかいないというのが現実的なところでございます。これについてやはり受けた者というのは、最終的には教育委員会の事務方の最終決裁者である私になろうかと思っておりますので、責任と言われれば、最終的には私にあるのだらうと思っております。図面の引取りについてもそういった認識でおります。町が認識できなかった、確認できなかったというのは私に責任があろうかと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 失礼しました、もう1点。

工事の矢板工をもう既にやって、今、工事を進めているというところの話ですが、現時点で、これは直工費ベースでの話——直接工事費ベースの話での算出、まあそれに計数を若干掛ける、経費の関係で掛かろうと思いますが、今、工事が進んでいる変更分については約450万円程度のものと認識しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 再度の答弁を受けてですが、先ほど質問の中で責任の所在というお話もしましたがけれども、じゃあ何をすればそれが防げたのか、通常の事務手続でそれが防げるものをしていなかったということなのか、そもそも専門知識のある職員がいないので確認することは不可能だった、これは仕方がなかったことという認識なのか、その辺の答弁がなかったかと思うので、それを教えていただきたいということ。

また、今回は教育委員会というお話ですけれども、また、そういった営繕の専門職、建築の

専門職が本町にはいないかと思うのですが、今後、これからたくさんある公共施設、特に新設というよりも改修というものがこれからどんどん出てくるのではないかと思いますけれども、そのたびにこういうことが起こり得るという想定で、心の準備をしておかなければならないのか、それとも、今後こういったことが起こらないように教育委員会だけではなく、全庁的にコンサルタントから上がってきた図面なりが正しいかどうかというものを確認できるステップをどうにかつくるということ。

今回のことは、恐らく工事を始めたときには何かおかしいというのが分かったという御説明だったかと思うので、それから今日までに時間があつたと思うのですが、再発防止というか、こういうことがないようにどのようにコンサルタントと情報共有をして、正しい図面であると理解して工事を進めていくのか、今回の件を受けてどのように改善していくのかという御説明があればお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） このようなミスが起こって、改善策、今、言葉が見当たらないところですが、やはりコンサルタントに発注して、その後のその内容、中間報告なり、それを何回か頻繁に行うというところで、知識はなくともそこら辺の情報はよく聞いておく、また、セクションの中でそういった情報共有をするとか、そうすると内容を経験値のある職員等が気づくこともあるでしょうから、今のところはそういった対応を、今の状況では、もっと密にすることをしなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第2号、討論はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回の変更契約の議案につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回のことは、そうめったに起こることではないと思いますが、現地確認をしておきながら、実際の図面が違ふというものを納品したコンサルタントにも大きな責任があろうかと思いますが、それを受け取った町がそれをしっかりチェックできなかったということは、組織としての根本的な課題なのではないかと私は受け止めました。

今回は教育委員会での出来事ではございますが、様々な公共施設を本町は持っており、本来この案件というものは、庁内、組織全体で共有されて、こういう契約工事があるときは、今後こういうことに気をつけてしっかりチェックをしていこうでありますとか、そういう改修工事の経験

のある職員がいればチェックをお願いしようでありますとか、よその自治体では——岡山県の事例でございますけれども——例えば、そういった公共施設の管理に詳しい大きい自治体が、専門職がいらないような小さい自治体から依頼を受けてチェックをするというような協力体制を取っているという事例もお伺いしたことがございます。

今後、職員を内部で育てていくのか、それともほかの行政、もしくは県もあり得るかと思いますが、そういうところと連携してしっかりチェックをしていくという体制を取ったうえで、今後変更が出てくるものだと思ったが、そういったことも今のところは検討協議されていないという状況だと、今の質疑で感じ取りましたので、そのあたりが整理されない限り、今回の変更契約工事は必要なものとしても、まずはそちらを整理してから進めるべき案件かと私は考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号令和6年度 周防大島町B＆G海洋センタープール改修工事（建築）の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 先ほど、田中議員の質疑に対しての答弁漏れがございましたので、答弁させます。中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 先ほど田中議員から低所得世帯等への物価高騰に対する支援金の給付実績について、過去何世帯ぐらいかという御質問をいただきました。

今、取りあえず調べたのが、令和6年度に行われた低所得世帯対策と、令和5年度に行われた低所得世帯対策ですが、令和5年度については3,135世帯、令和6年度については3,163世帯ということでしたので、大体3,150世帯前後で行われてきたものと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和7年第1回臨時会を閉会いたします。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 岡崎 裕一

署名議員 山中 正樹

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員